

裁判員経験者意見交換会議事録（平成27年10月26日開催分）

司会者： それでは意見交換会を始めさせていただきます。

今日、司会を務めさせていただきます第5刑事部の齋藤といいます。よろしくをお願いします。

今回の意見交換会では、覚せい剤の営利目的での密輸入事件を担当していただいた経験者の方にお集まりいただいています。皆さんに御担当いただいた覚せい剤の密輸入事件というのは、皆さんが日常生活を送られる中では全く関係のない出来事を扱うものですから、まずはどこにポイントを置いて事実があったのか、なかったのかを見ていけばよいのか、迷われた方もいらっしゃるのではないかと思います。特に被告人が海外から持ち込んだ荷物が覚せい剤であると分かっていたのかどうか争われた場合には、何分、人の心の中は誰にも分からないものですから、それをどう考えていったらよいのかというのはとても難しかったのではないのでしょうか。また、仮に被告人が有罪であるとされた場合には、被告人に対してどのような刑を科すかを決めなければいけないのですが、刑の問題をどう考えていったらよいのかも、なかなか最初は想像がつかなかったのではないかと思います。このように覚せい剤の密輸入事件というのは、日常経験しない出来事を扱うという点でいろいろな御苦労があったのではないかなというふうに私どもは想像しています。

それからもう一つ言わせていただきますと、今回お集まりいただいた方に御担当いただいた事件は、たまたま全員が外国人が被告人だということですので、審理に通訳が入っていました。そこで通訳が入ったことによる御苦労などがあったのかどうかも、私どもとしてはとても気になるところです。そこで、それぞれの事件に携わっていただいた際の御苦労のほか、もっとこうしてもらえば判断しやすかったのになというような御感想があれば、是非、率直にお聞かせいただければと思います。

裁判員制度が始まってもう6年半が経ちました。私もここ4年半余り裁判長

として裁判員裁判を数多く経験してきましたけれども、それでもまだまだ試行錯誤しながら取り組むことが多い状況です。改善していかなければならないことが本当に山ほどあると感じています。今日は、私自身も皆さんのお話を伺い、今後の改善につなげていければよいなと思っていますので、どうかよろしく願いいたします。

なお、本日は、法律の専門家として検察官、弁護士、裁判官にそれぞれ1名ずつ御出席していただいています。適宜質問等をしてくださる予定になっています。そこで、まずはそれらの方々から簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。それではまず検察官の青木検事からお願いいたします。

青木検察官：初めまして。大阪地方検察庁公判部というところに所属しております、検事の青木と申します。よろしく申し上げます。

司会者：では、続いて、中原弁護士から申し上げます。

中原弁護士：大阪弁護士会の刑事弁護委員会というところに所属しております、弁護士の中原修と申します。今日はよろしく願いいたします。

司会者：それでは最後に田村裁判官申し上げます。

田村裁判官：大阪地方裁判所の第6刑事部の裁判官の田村政喜と申します。どうぞよろしく願いいたします。

司会者：それでは早速本題に入っていきたいと思うのですが、事件を担当されたのが大分前の方もいらっしゃるようですので、最初に、事件の内容を思い出していただく意味、それから少しリラックスしていただく意味でも、どんな事件だったのか、どの辺りに難しさを感じたのかというような点について、簡単な感想程度で構いませんので、何か取っかかりに聞かせていただければと思います。

それでは、経験者の1番の方から、まず御担当された事件がどんな事件だったのか、どの辺りに難しさを感じたのかというようなことがあれば、簡単で結構ですので御紹介いただければと思います。

裁判員経験者1：私たちが扱った事件は、薬物を飲み込んで輸入したというもの

で、最初のほうで当事者から説明をいろいろ受けて、飲み込んで来るというのは何か絶対的に悪いものであるっていうことから、そういうふうに入ってしまった。何かちょっと考えられないところもあったんです、私個人としては。

司会者：1番さんが御担当になった事件は、カナダ人が被告人で、ガーナに住んでる人から日本にいる人に渡してくださいと頼まれて、繭みたいになった形の覚せい剤131包、1.2キロぐらいを体内に飲み込んで持ち込んだという事件でしたね。今の、体の中に飲み込んでるところがすごく特色のある事件だなという感じでしたかね。どこかこの辺りに難しさを感じたというようなところはありますか。

裁判員経験者1：私は、そんなにたくさんの大量のものを体内に飲み込んで来るっていうこと自体、絶対に薬物であると、それしか考えられなかったんですよ。

司会者：どうもありがとうございました。

2番さんの事件は、エジプトのカイロからスーツケースに隠して、5キロ弱の覚せい剤を持ち込んだとこういうことでしたね。

裁判員経験者2：スーツケースの中に入れて持ち込んだんですけど、そのスーツケース自体も渡されて、そこに自分の荷物を入れたということだったので、本人は全く知らないっていうことから入りました。なので、論争する点が有罪か無罪かを争うということから始まったんですけど、そのスーツケース自体も、中に入っているという状況から、持つものすごく最初から重たいんですよ。自分の荷物をなくしてもスーツケースが重たいから、これはおかしいよねっていうけど。でも無実を主張して、知らなかったといえばそうだよねっていう感じで最初始まったんですけども、証人の方に来ていただいているいろいろ話をされて、最後に警察官の方が来られて、覚せい剤というのはこんなに怖いものなんだっていう話を聞いて、被告人が急に、その後の休憩の後に、すみません、うそをついてました、認めますということで論点が変わってしまった。で

すので、みんなちょっとびっくりした状況になって、結局量刑を考えるという裁判に最後は変わったんですけど、何か最初は分からなかったけど、だんだん、いい人というか、何かだまされたじゃないですけど、すごく反省されてるのもよく分かったし。いろいろしたんですけど、難しかったといえれば難しかったです。

司会者：どうもありがとうございました。

今お話にあったように、最初は覚せい剤って知らなかったんですよって言ったのが、途中からすみませんでしたと認めたということなんですね。

それから3番さんの事件は、リュックサックを上海で受け取って、タイの方がそれを持ち込んだというような事件でしたよね。

裁判員経験者3：そうです。通訳人が2人いたんですけど、聞き取りにくかったです、左側の席は。右手寄りにいてはったからね、2人とも。左側は通訳がどうしても聞き取りにくいから、ちょっと分からなかったんですけどね。被告人の言うことと日本語通訳してはる人の言葉がちょっと分かりにくかったです。

司会者：左とか右とかいうのは席の位置のことですか。

裁判員経験者3：そうです。一番左でした、私は。そやから右側が何か聞こえにくいんですわ。

司会者：そうですか。それは席の位置とか話す顔の向きとかの関係ですかね。

裁判員経験者3：そうです。

司会者：なるほど。そういう、ちょっと通訳のところで一つ分かりにくいところがあったかなという感想を今お持ちだということですかね。

裁判員経験者3：そうです。

司会者：ありがとうございます。

それでは、大体最初に思い出していただく意味で、担当の事件がどんな内容で、裁判でどんなことがあったのかというところをお話いただきました。

ところで、審理を始めるに当たって冒頭陳述というのがあったのを覚えておられますか。検察官と弁護人がこれからの審理でどういう事実をどういう証拠

で証明していくのかというような予告編みたいなのがありましたよね。これは覚えておられますか。恐らく、検察官、弁護人が、それぞれこの事件でどこが争われていて、どういうところが判断のポイントになり、それぞれの立場から見るとこうなりそうだというのを説明して下さったと思うんですけども、この説明というのはこれから審理の中身を聞くに当たってこういうポイントで聞いていけばいいんだなということで役に立ったのかどうかということですね。それをちょっとお聞きしたいと思います。これは、どなたでも結構ですけども。2番さんどうですかね。

裁判員経験者 2：最初は有罪か無罪かを決めるっていう感じだったので、検察官の方が、「覚せい剤をこれだけこういうふうを持ち込みました、こういうふうには隠してました、パスポートをこういうふうに偽造して持ってきました」とかいう話が最初に入っていたので、こういうところがちょっと悪いと思う、有罪だと思うっていうふうにおっしゃられた部分はすごく分かりやすく、ああそうだな、有罪としてはそういうふうに見えるなっていうふうで最初思ったんですね。弁護士の方は無罪だっていうことを言いたかったんだと思うんですけど、無罪だっていうのが、やっぱり分かりにくくて、どうしても覚せい剤を目に見てるのもあるんでしょうけど、ものすごく弁護士さんが、メールとかのやりとり、本人の携帯の履歴とか、あと家族との写真とかを出されて、こんなに家族思いなんですよとかっていう、そういうのを見せられてたんですけど、そこを言われても、そこ覚せい剤を持ってきたっていうところがあまり結びつかなくて。どうしても弁護士さんがこうだから無罪だと思ってるって言うところはちょっと結びつかないだったので、冒頭のそこは意図が分からなかったかなと思っています。

司会者：今のお話をまとめますと、争点は覚せい剤等の違法薬物が隠されていると知ってたかどうかだという、ここは分かりましたか。

裁判員経験者 2：はい。

司会者：それで、それを基礎づける事情として検察官が何点か主張されてたんで

すけれども、密売組織と密接な関係があるとか、何か重いスーツケースで荷づくりをして、わざわざナイジェリアからカイロまで来るとか、先ほどおっしゃってましたけれども、外交官用パスポートを偽造して使ってるじゃないかとか、あるいは覚せい剤を発見したときに驚いてなかったじゃないかというようなことに触れられていたようなんですけれども、それはそういうところがポイントになるのかなというのは、その段階で頭に入ったというふうにお聞きしていいですか。

裁判員経験者 2：はい。

司会者：それに対して、弁護人のほうは、携帯のメールで何か受け渡しについてのどのようなやりとりがあったかとか、あるいは普段の仕事の内容、家族、人間関係等を証明していきますって言ったんですね。

裁判員経験者 2：はい。

司会者：それがどうつながるのかというところが分かりにくかったというところですかね。弁護人としては、この人ええ人やからそんな悪いことせえへんというようなことをおっしゃりたかったのかもしれないですけど、それがこの事件とどういうふうにつながるのかなということが分かりにくかったというようなところですかね。

裁判員経験者 2：はい。

司会者：ありがとうございます。1番さんはどうですかね。

裁判員経験者 1：認識があったかどうかと、飲み込んでくるのに、一応何か尋ねたらしいんですよ。その、何か薬物かみたいなの。でもそうじゃないと言われたから飲み込んできた。そこでそんな認識があったかどうかというのが争点だったんですけどもね。おかしいと思わなかったのかなって、そんなお腹の中に何個も入れてっていう。争点は、認識していたかどうかというところのあれだったんですけどね。

司会者：争点は簡単に分かって、これは知ってたかどうかという点をしっかり見ていかないといけないなということは、最初にお分かりになって、この辺り

がポイントですよというふうな説明も、恐らく冒頭陳述でされたと思うんですけども、その辺りはずっと頭に入ったという感じですかね。例えば、わざわざ飲み込んで運んできたじゃないとか、何か報酬がすごく高いじゃないとかいうことをおっしゃってましたよね、冒頭陳述で。その辺りがポイントとして聞いたらいいのかということは、そこは分かりやすかったですか。

裁判員経験者 1：はい。それしかなかったというか、争っていくところがね。

司会者：それに対して、弁護人の冒頭陳述はどうでしたか。あまり詳しくないですよ。最初に検察官が説明されて、次に弁護人がこんなことを証明していこうと思いますっていうことを言われたと思うんですけども。

裁判員経験者 1：はい、そうでした。そうでしたけど。

司会者：あまり記憶に残っていないですか。

裁判員経験者 1：はい。何か難しかったんじゃないでしょうかね。

司会者：弁護人が主張されるのがということですか。

裁判員経験者 1：はい、そういう気がするんです。それで、通訳さんの訳したことが何か少しくまく通じてなかったような気はするんですけどね。

司会者：今お聞きしてるのは、最初に弁護人から冒頭陳述というのがあったと思うんですけども、これはA4で1枚ぐらいですけども。どのような経緯でこの方が飲み込んだものが違法な薬物でないと確信するに至ったのかを具体的に明らかにしていきますって、こう書いてあるだけで、自分たちが何をするのかというのがよく書いていないような気もするんですけども、そこはどんな感想を持たれましたかね。

裁判員経験者 1：少し分かりにくかったんですよ。正直に言って。

司会者：方針というんですか。

裁判員経験者 1：はい。それが分かりにくかったんです。

司会者：今、私が紹介したようなことぐらいしか書かれていなかったの、一体何をするんだろうかというような感じだったんですかね。

裁判員経験者 1：はい。やっぱり明らかに、争っていきますというものでもなか

ったので。

司会者：なるほど，そうすると，記憶している限りでは，弁護人はこれから何を
していくんだろうな，検察官の主張，ああいうふうに主張されているけれど
も，弁護人としてどうしていくのかというところが少し分かりにくかったなど
いうところですかね。

裁判員経験者 1：はい。

司会者：ありがとうございます。

今度は3番さん，事実には特に争いがなかったようですけども，大体どの
辺りが刑を決めるに当たってのポイントかなというようなところは，御紹介は
あったんですかね，それぞれ検察官と弁護人の双方から。

裁判員経験者 3：被告人は女性ですが，子供もいて，母も父もおり，一家の大黒
柱で。あとは，税関の人が，本人が少し怪しいそぶりを見せたので，何か隠し
てるんじゃないかということで質問されたんですけどね。そういう挙動不審な
ところがまだ見受けられたので。

司会者：そうすると，弁護人のほうで，タイでの暮らしぶりとか，持ち込んだ経
緯とかをしっかりと見てくださいなというような話があったんですかね。

裁判員経験者 3：少しはありました。

司会者：それでその辺りに注目して聞いてみたというような感じですかね。

裁判員経験者 3：はい。あと，日本に拡散してたらどないなるんやろうなと思っ
て。

司会者：ありがとうございます。

大体，今，検察官のほうは分かりやすかったかなという御評価をいただいたん
ですが，検察官としては，覚せい剤の事件では，こういうポイントを見てくだ
さいというようにして，分かりやすくしているということはありませんか。青木
検事のほうで何かありましたら。

青木検察官：そうですね。事件によっても違うと思うんですけど，まずこういう
密輸事件では覚せい剤が大量なんですね。今回で言いますと，1.2キロとか

5キロとかですね、いわゆる末端価格というものが証拠に示されることが多いんですが、億を超えるような額の品物なんですね。そういうようなものを隠して日本に来て、どういう行為をするつもりだったのかというところ、ここがやはり一番この手の事件では割と共通して問題になるところだと思います。事件にはそれぞれ個性がありますけれども、高額なものが動くという意味では同じですので、そこら辺りをどのように分かっていただくかという感じですかね。

司会者：ありがとうございます。

一方、弁護人のほうでは、少し分かりにくかったという御感想もあったところなんですけども、弁護人としては冒頭陳述について、事件によると思うんですけども、どういうところに心がけて主張されてるのかという点について、中原弁護士のほうから何かありますでしょうか。

中原弁護士：被告人の方はいろいろ弁解しますので、お国柄もあるでしょうし、やはり日本人の感覚と違うという点はあるので、なかなか難しい点がございます。弁護人側としては、こういう趣旨じゃないかとかそしゃくするわけにはいかないの、やはりそのままぶつけてしまう。そうすると裁判員の方にはどうしても分かりにくくなるかなというジレンマがあります。

司会者：田村裁判官のほうで何かありますか。

田村裁判官：伺いたいんですけども、3番の方の事件は最後まで争いがなかった。1番の方の事件は、これはたまたまなんですけども、私の担当した事件で、最後まで自分は覚せい剤とは分からなかったと。2番の方の事件は、途中からは分かってたと認めたんだけど、最初のうちは分からなかったという話でした。検察官は、今もお話にありましたように、こういう点に着目してくださいと、これから証拠調べをしていく中で、税関の職員が来たりとか、いろいろな人が来て、彼は飲み込んだんですよとか、税関の職員に対して税関でこんなことを言っていましたとか、いろいろな証拠が出てくる、だから覚せい剤だとわかっていたはずですよと主張する。その主張を聞くとなると、これからそう

いう話が出てくるんだというのはよく分かる。他方で、弁護人は争っているのは分かったんだけど、どこに着目すればいいのかがよく分からなかったということでしょうかね。どんな感じでしょうか。私の事件もそうだったんですけども、本人は分からなかったんですと。どうして分からないのに日本に持ち込んだのかという点を注目してくださいということで、オープンクエスションの状態だったんですけども。もう少し1番の方にしろ2番の方にしろ、弁護人は、真実はこうなんですと、もっとぐさっと言ってほしかったっていう、こんな感じなんではいでしょうかね。だから検察官は彼は分かってたはずだと、有罪なんだと言うんですけど、弁護人の側では、真実は違うんですよと、本当はこうなんですと、例えば2番の方のところも、悪いことするような人なんではいでしょうかねっていうような、ふわっと言われたんじゃないかどうしてなのか分からなくて、こういう証拠がありますと、だからこうであるはずですかというように感じて、もっとぐさっと言えばよかったですでしょうか、アピールできたんでしょうか。最後、結論が出ちゃったのを一番最後までそうは言ってもねという感じになるかもしれないですけど、最初始まる時にはどっちなのか分からないと、検察官は有罪だって言うけど弁護人は無罪だと言ってるし、最初裁判長から間違っちゃいけないと、疑わしきは被告人の利益になんだと、こういうお話もしてるので慎重にやらなきゃいけないと、こう思っておられるわけですよ。そのときに、それなのにちょっと悩んじゃったというのは、弁護人のほうでも、もっとばしっと言ってほしかったという感じですかね。

司会者：いかがでしょうか。1番さん。

裁判員経験者1：そうですね。何か、何を言ってはるのかなっていう感じがしたんです。

司会者：今、田村裁判官がおっしゃったように、もう少しこの辺りにもっと注目してくださいというのが分かるように言ってほしかったなという感じですかね。

裁判員経験者1：はい、検察側はこういうふうに言ってますけども、弁護人の方

からこうこうこうだから知らなかったと思いますよとか、その辺りがはっきりして始まっていかなかったの、少し分かりにくかったと思います。

司会者：そういうふうにごさっと言ってくれた方が、どっちなんだろうかという
ことで、より一生懸命に証拠を聞けるというような感じですかね。

裁判員経験者 1：そうですね。

司会者：なるほど。そうすると、なかなか難しいことかもしれないですけど、そんなこともあり得るなというように、検察官が言ってるけれども、弁護人の言ってることもひよっとしたらあるのかも知れないぐらいのことをしっかりと
言ってくれた方がよかったかなという。

裁判員経験者 1：そういうふうな感じはしました。

司会者：ありがとうございます。

2番さんはどうですかね。

裁判員経験者 2：最初初めて法廷に行くとき、もう真っ白の状態に入ってください
ということが入ります。最初に検察官からいろいろ言われて、証拠を見せられて、
そうすると目の前にある偽造のパスポートを証拠として見て、もう明らかに顔が違
うんですよね。全然違うものだと思って偽造パスポート、ほんまやな、大使館
ってそんな複雑なことしてるのかとか、いろいろそういうどう見ても有罪じゃ
ないのと思った後に、弁護人さんからパスポートは偽造されたもので、自分で
見たら顔が違ふとかっていう、分かるよね。だから自分じゃないっていう。もし
自分が無罪だったら、そのパスポートでは来れないよねっていうのを自分で気が
つくはずなんですよ、なのに、普通にその偽造パスポートで通ってこようとして。

あと、さっきも言いましたけど、家族との写真とかメールのやりとり、仕事も
順調にやってるっていうことをすごく言われてたんですけど、だからといって、
それとこれとは別問題でっていう、すっと何か、そうかこの点が無罪かなって
思える部分、証明というのがこちらには届かなかったです。それよりも、最初
に出された空港からの証拠品のほうが、やはりすごく強烈なインパクトが

あったために、弁護士さんは、これからどういうふうにこれを無罪に持っていくんだろうというのが分かりにくかったと。

司会者：ありがとうございます。

中原弁護士，何か御感想ありますか。

中原弁護士：なかなか厳しい御意見で，弁護人としては検察官の主張を弾劾する，無罪を立証するんじゃないかと，有罪を有罪じゃないよと，合理的な疑いがあるでしょうと，十中八九被告人がやったと本当に言えますか。十中七だったら，六だったら無罪なんですよという言い方が弁護人の主張になるので，ばしっと言えるようなものがあればいいんですけども，その点は被告人が言ってくれない場合も，実は，全部言ってくれない場合，それは言葉の壁の問題もあれば，いろいろな場合もあるんですけども，弁護人のスタンスとしてはやはり今申し上げたように，検察官の主張を弾劾するのが目的であるので，無罪の事情をと，心にすんと落ちるようなものと言われてしまうと，ああそうなのかなと，そこまで要求されるのかという思いと，ちょっと厳しいなという思いです。そういう意味では，最初の説明について誤解のないように裁判官から理解を深めていただく説示をお願いしたいなという気はしました。

司会者：なかなか事案によってそういう，すばつと言えない事案もひよつとしたらあるかもしれないので，弁護人にも御苦勞がそれぞれあったんだと思うんですけれども，お二人の話を聞いてると，もう少し何か無罪につながるんじゃないかと思わせるようなことを言ってほしかったなっていうようなところなんですかね。そこもなかなか，今，中原弁護士がおっしゃったように難しいこともあると。それから無罪であることを立証するということではないのでというところも今説明していただきましたけども，なかなか難しいところがあるのかもしれませんが，この点について裁判員の方から，もう少し弁護人のストーリーが分かるような形にしてほしいなという御意見があったことは，是非，弁護士会の皆様に伝えていただければなというふうに思います。

それでは冒頭陳述はそのぐらいにして，次に証拠調べというのが始まったと

思うんですけれども、この種の事件の大きな特徴として、税関職員の方が証人で来られて、こんな様子でしたよというふうにもいろいろ証言されたかと思うんですけれども、なぜ税関の方が来ているのか、なぜいろいろと被告人が税関を通るときの様子を聞いてはるのか、というようなところですが、何のために税関の人に話を聞いているのかというのは、証言を聞いてるときには分かりましたか、という点をお聞きしたいんです。税関職員の証言で何を獲得しようとしているのかというのがずっと入ってきたのかどうかというところですね。3番さんの担当された件は、税関の職員の方は来られたんですね。

裁判員経験者3：はい、来ました。

司会者：それでどんなことを説明されたんですかね。

裁判員経験者3：空港から降りてきて検査のところへ行く、どこが出口か探してうろうろしていて、それを税関職員が怪しいなと思って言葉をかけて、目が泳いでいるような感じでしたので、少し怪しいなと思ってリュックを開けてくださいと言った人ですと説明されていたと思います。それで覚せい剤が入っていった、1.2キログラム。それで警察を呼んだと。そういうのをどういうふうにして見つけてるのか、その人の挙動不審さで見つけるのか、迎えに来た人の挙動不審さで見つけるのか、その辺りが分からなかったですね。

司会者：そうすると税関職員の人は何で怪しいと思ったんだろうかというような、先ほど目が泳いでたというふうにおっしゃってましたけど、その辺りが大事なのかなというふうに思われたんですか。

裁判員経験者3：はい。

司会者：1番さんと2番さんの担当された件では、税関職員の方がいらっしゃいましたよね。何でこの人にこんなことを聞いているのかというのはすぐに分かりましたかね。

裁判員経験者1：私は分かりました。税関の人の話はよく分かりました。

司会者：何でそういうことを税関の人に聞いているのかな、これと覚せい剤かどうかを知ってるかというのがどういうふうに結びついているのかなという、その

意味ですよ。それもすぐ分かりましたか。

裁判員経験者 1：分かりました。一生懸命思い出されていて、話をされていまして。最初は何か行動が疑わしいと、そういうところからでした。ちゃんと調べていったら、最初はすごく普通にしていたけれども、エックス線で検査しようと言い出すと態度が変わったと。そういう話はしておられました。その話の内容はよく分かりました。

司会者：なるほど。それは被告人がそんな税関で不自然な行動をしてるということとは何か知ってたのかなというふうなほうに結びつくんじゃないかなというふうなイメージで聞かれてたんですかね。そこまではいってないんですか。

裁判員経験者 1：そうだと思うんですよ。最初は普通にしていたのに、飲み込んでるでしょ。だからエックス線と言ったら態度が変わったって言うのんやからね。だからそれは何か飲み込んでいたものが普通のものではないなというのがわかってたんだらうと。

司会者：何か「殺せ」なんて言って、じたばた暴れたらしいですね。

裁判員経験者 1：弁護側のほうでは、それは違うと、気分が悪かったから寝ころんだという、そういうふうなことをおっしゃってましたけどね。

司会者：ほかにも、携行品の申告書とかが出てきたようなんですけど、その辺りはあまり御記憶はないですか。他人から預かったものはないというふうに書いたとかいうのが、記録には出てくるんですけど、そこは忘れておられますか。

裁判員経験者 1：はい。

司会者：あと、エックス線を撮ったら、胃の手術の際に入れたネットかもしれないとかいうようなうそを言った、というようなことも出てくるんですけども。

裁判員経験者 1：そういうことはもう絶対に普通のものではないって確信して、自分ではね、分かって飲み込んできたのではないだらうかと。

司会者：そんなところでうそを言ったり、じたばたしたりするのは、何か分かってるほうにつながるかなというような感じですか。

裁判員経験者 1：それまでのときはごく普通に応じてたって言ってますので。

司会者：なるほど。2番さんのところはどうでしたか。税関職員の方が来られた。

裁判員経験者2：税関職員の方が2日に分けて2名来られてるんですけど、初めの方のところでもまずチェックがかかって、そのときにどうしておかしいとそれが気がついたのかというお話をされていまして。まず、その出入国検査のほうで引っかかって、長い時間かかっている人がいるっていう連絡が入って、それでこの人おかしいんじゃないかというので見ていったらやはりおかしいんじゃないかと思いました。そして、2日目の裁判に来たもう一人の別の証人の方が、もう一度詳しく調べたら、スーツケースの中に隠してあったんですけど、中身出してみてもいいかみたいな感じで出してみると、ズボンが4本入っていたんですけど、サイズが違って、これを全部履かせたら、これはちっちゃくない、これはだぼだぼなので、おかしいだろうとかいうのを検査されて、これは自分のズボンじゃないよねみたいなことを照らし合わせている写真があって、空っぽになったスーツケースの重さを量っている写真とかもあって、空っぽなのに収納スペースはやたらと小さい、スーツケースの大きさにしては収納スペースがおかしいってなって、はがしてもいいかと言ってはがしたら出てきたと、全部言ってくれたことがすべて証拠になっていたので、分かりやすかったのは分かりやすかったです。

司会者：そうするとそういう細工みたいなのをしていることは、知ってるほうに傾くんかなと思いついて聞いておられたと、こういうことですか。

裁判員経験者2：段取りよく順番に一つ一つがこうだからこうですよ、おかしいよね、おかしいよねというのを見ていくと、本当だ、本当だっていう証拠になっていた。それは、その被告人が自分が知ってたか知ってないかは別問題で、最初からスーツケースも人からもらったスーツケースだったので、スーツケースは知らなくても荷物がこっちですみたいな感じでは言われてたので、そこはそうなんですけど、確かに出てきたのはすごい巧みに隠してあるなどかっているのはよくわかりました。

司会者：恐らく税関の方はその荷物から薬物が見つかったときに、普通の人はどういうリアクションをするんだろうなというようなところ、例えば、作り話をしたり、別に驚かなかつたりとか、いろいろな反応をしますよね。そんなところから人の内心を読もうかなということで恐らくいろいろなことを聞いておられたかと思うんですけども、今、お話を聞いた限りでは、税関の方の話によって知っているほうの事実として聞いてるんだなということは分かったというふうな理解をしとけばよろしいですかね。この辺りは、検察官が税関の方によく聞かれると思うんですけども、それはどういう意図で聞かれることが多いんでしょうか。

青木検察官：裁判になっている密輸事件というのは、もう見つかったわけなんですね。ほとんど例外なく税関職員の方が見つけられてると思うんです。何も別に不自然なところがなければ立ち入った調査や検査をしないわけで、何かやっぱりほころびや、おかしなところがあって、そのおかしなところが犯人の故意の現れだったり、直接関係者になるのかもしれませんが、そういう意味では、ほとんど例外なく税関の職員の方を呼んできて当時の被告人の行動なりを証言していただくということです。

司会者：そういう意味では、今、青木検事がおっしゃったような検察官の意図というのは、少なくとも1番さん、2番さんの御感想を聞いてると、しっかりお二人には伝わったというようなところですかね。どうもありがとうございます。

それから、この種の事件では、よくメールのやりとりの一覧表みたいのが出てきたりするんですけども、この中でどれが必要な情報なんだろうかというのを見ながらちゃんと理解できるような証拠の形になってたのかなというところが少し気にかかるところなので、その辺りを少しお聞きしたいなと思います。メールは証拠として出たんでしょうか。1番さんはメールは出ましたか。

裁判員経験者1：えっと、出たと思いますが。

司会者：余り記憶がなければ、記憶がないと言ってくだされば構いませんので。

もし思い出されたら何か言っていただければと思います。

冒頭陳述を見せていただくと、2番さんのところは何か携帯のメールがいろいろ出てきたような。

裁判員経験者2：弁護人さんのほうからたくさん見せていただいて、あったんですね。やはり仕事のこととか家族の写真とかの印象はすごくあるんですけど、メールを使って結局組織の方と連絡を取っているというのはあまりよく分からなくて、最後のほうに、今から乗るとかそういうのだけはぽつんぽつん入っている。やっぱり結局海外の携帯なので、つながらなくなるということで途中で連絡が途切れて、最後まで取れなくなったのかがよく分からなかったんですよ。仕事関係などのメールがいっぱい入っていて、とにかく弁護人さんは、真面目にナイジェリアで仕事をしている人なんだというのを伝えるには力あったと思うんですけど。

司会者：あまり覚せい剤の関係でやりとりしてるというような、弁護人はそこを証明しようとしてないのですけれども、今、2番さんがおっしゃられたように、何かぽつぽつと今から乗るとかいうようなメールもあったというふうにおっしゃってましたけれども、それは検察官としては特にそれがあるからというような取り上げ方はされなかったんですか。

裁判員経験者2：されてなかったです。

司会者：そうすると、弁護人のほうが、先ほどのように、仕事を一生懸命やってる人ですよというようなところとか、家族も大事にしてるんですよというような専らそういうところでそのメールを持ってこられたというところですか。その意図はまあまあ伝わったというところですかね。

3番さんは御記憶がありますかね。メールで何か出てきたかどうかというところは。

裁判員経験者3：メールはホテルに泊まることを指示されたとかぐらいだけで、そんなになかったと思います。

司会者：そうですね。そうするとメールの出され方ですごく分かりにくかったな

というようなところはなかったというふうにお聞きしておいていいですかね。普通はすごくたくさんの一覧表になってて、どこに意味があるんやろうかというようなところが分からないなというような感想を、ほかの裁判員の方に聞かせていただいたりしたことがあったんですけども、そういうことは今回に限っては、メールで何かひっかかるようなところではなかったと、お聞きしとしてもよろしいですかね。

田村裁判官：1番の方と3番の方は、そもそもあまりメールがそれほど出てきてないみたいなんですけど、2番の方だけがある程度メールが出てきていて、それで結局何のためにメールを証拠として使われているのかというのはよくお分かりになったようなのですが、結局真面目な人なんだという話なんですけども、メールがそもそも必要だったのかという感じですかね。つまり本人に話を聞けば分かる話と、メールが出てこないと分からない話がある。これってこんなメールしてる、例えば絵文字使ってるメールだとか、何時何分のメールだとか、このメールの後にすぐメールを打ってるとか、メールって後に残ってるだけに、1分後にすぐやりとりしてるとか、すぐやりとりしているようなときはそういう独自の何か意味というのがあったんですけど、その辺りは、先ほど伺っていると分かったということ以上になかった感じがしたんですけど。

裁判員経験者2：そうです。分かったということ以外はないです。被告人の人柄を示すためだけの材料ということですよ。

司会者：あまりメールがどういう流れだったとか、あるいはどんな時系列で出てきているのかというようなところまでは問題になったメールじゃなかったわけですね。

裁判員経験者2：内容的にも全然、やっぱり組織の方とやりとりをしてる部分がちょこちょこ入ってれば、すごく問題になると思うんですけど、その部分はなかったと思うので。人間性のほうだけにピントがあったと。

司会者：どうもありがとうございます。

これで、ちょうど50分経ちましたので、ここで休憩をさせていただきます。

す。

(休憩)

司会者：メールのことで検察官あるいは弁護士のほうから特にお聞きになっておくことはございませんかね。

特にないですか。ありがとうございます。

そうすると、先ほど3番さんもちょっとおっしゃってくださったんですけども、通訳が事件を理解するのに何か影響があったのか。日本語ばかりだったらもっと違ったのというようなどころがあったのかどうかという点から少しお聞かせいただきたいと思います。

3番さんは、先ほどおっしゃっていただいたんですけども、これは、物理的に通訳人の着席していた位置、あるいは声の大きさとかが少し気になったというような感じなんですね。

裁判員経験者3：そうです。もう一つ画面があって、近くで見れるようであったらもっと分かりやすかったのになと思ってるんですけどね。通訳人が2人やったら、どっちを聞いていいのかが分からないので。若い通訳人の方の話が少し聞き取りにくかった。年配の通訳人の方の話はそこそこ分かったんですけどね。私は左側にいて、通訳人は右側にばっかしいてはったからね。真ん中にいてはらなかったから分かりにくかったんですよ。

司会者：ありがとうございます。

そうすると先ほどもお聞かせいただいたんですけども、3番さんの席は法廷の左側のほうで、通訳の方がおられたのが右側のほうだったので、少し遠かったかなというところだったんですかね。

裁判員経験者3：そうですね。

司会者：それでやりとりっていうのは、例えば質問する人と答える人がいるんですけど、お二人の通訳人のうち、1人が質問する側を担当していて、もう1人が答える側を担当していたと、こういうことですか。

裁判員経験者 3：はい。

司会者：なるほど。それでお1人の方のほうが少し分かりにくかったのではなかなか理解が難しいところがあったと、こんなイメージでいいですか。

裁判員経験者 3：はい。

司会者：ありがとうございます。

1番さんとかはどんな感じでしたかね、通訳の関係ですね。

裁判員経験者 1：私たちが聞くのに対しては問題はなかったんですけども、難しいなと思ったのは、その内容をちゃんと理解できているのかなって、そういうふうなことが難しいんだなっていうのを感じただけで、私たちはよく聞こえたし、問題はなかったんじゃないかって思います。通訳って難しいというのは分かっていますし、もちろんベテランの方だからって思うんですけど、そういうことはあります。

司会者：先ほど3番さんは通訳人がお二人おられたっていうことだったんですけど、1番さんのところはどんな形でしたか。

裁判員経験者 1：はい、2人おられました。若い方とちょっと年配の方と。

司会者：やりとりの状況は、先ほど3番さんは、通訳人のお二人が別々にやっていたから、質問して通訳する人と答えで通訳する人が、一遍に働いてたというような感じなんではしょうけれども、例えばお1人がずっと通訳されて、1時間ぐらいたったらまた次の人に交代したというようなやり方だったという御経験ありますか。

裁判員経験者 1：そんな感じだったと思うんですけども。裁判官がそういうところは何度も言っていたので、ここはこういうことですか、こうですかというようなことで通訳人さんに聞かれていたので理解はできてたと思うんですけど。

司会者：ありがとうございます。

2番さんどうですか。

裁判員経験者 2：私のところは通訳人さんが1人でずっとやってくださいまし

た。私は席がたまたま通訳人さんの後ろに座る形になったので、すごく聞き取りやすかったというのもあるし、被告人の顔もすごくよく見えたので、質問をしたのを一通り聞いて通訳人さんが通訳をする、向こうの人が答えるのを聞いて通訳人さんが言ってくださって、またこっちも聞くみたいな形をとっていたので、時間はちょっとかかってしまうんですけど、通訳人さんと話をしているときの被告人の表情とかもすごくよく見えて、どういうふうなときに、どきっとしてるのかなとか、冷静にちゃんと答えてるのかなとか、そういう表情もすごく読み取れたのでよかったと思います。

司会者：3人の方に今それぞれ感想を伺わせていただいたんですけど、通訳が入っていたので非常に分かりにくいところまではいってないかなというふうな理解はしてるんですけど、例えば日本人だったらもっとスムーズに頭に入ってきたんじゃないかなというように思われたことはありましたか。そこはあまり通訳が入ったからといって頭への入り方というのはそんなに変わらなかったというふうにお聞きしといていいですかね。

裁判員経験者1：よく一生懸命やっておられたんですけど、日本人だったら、私たちに直接、もっと分かる部分もあったのではないかなっていうので、その辺のところはやっぱり通訳人さんを介してるのでっていう、そういうふうな気持ちはしましたけど。でも何か表情とかをやっぱりよく見てたら、ちょっと動揺が伺えるかなみたいな、被告人のそういうところも見られたから、分かったほうではないかとは思ってます。

司会者：質問して通訳をする、答えて通訳をするという形で、ずっと続いているわけではなくて、ある程度頭でそしゃくするような時間ができたと思うんですが、その辺りはどうでしたか。あまり関係なかったですかね、その時間、余裕があるというのは。3番さん。

裁判員経験者3：こちら側から見ても、そんなに被告人の表情が分からないので。ただ、ここで笑うたなと思うところもあったんですけどね。何で笑うたのかなと、刑のことで笑うたのかなとか思って、そういうことを見てたんです

けど、やっぱりしぐさが分からないですよ。ちょっと遠目だったので。もう一つ画面があったら分かってええなと思ったんですけど。

司会者：画面というのは、被告人の表情が画面に映って、それが目の前の画面にあったらよかったかなということですか。それと合わせて通訳人さんの言葉を聞きながら、被告人がどんな表情をしているのかなというの分かるかなという感じですか。

裁判員経験者 3：そうです。

司会者：その辺りは、あとのお二人はよく表情が見えたということでしたね。

裁判員経験者 2：そうなんです。だから質問されて、質問の内容を日本語で分かって、それを通訳されている間は被告人の顔をずっと見て、次に被告人が答えるのをじっと見て、それを通訳人さんが日本語で通訳している内容を自分でメモを取るという、自分の中でリズムができたので、その流れの中で被告人の表情が見えるというのは違うと思うんです。

司会者：そこは一番さんも同じですかね。

裁判員経験者 1：よく見えました。私の席が通訳人さんの後ろで、被告人の表情も見えました。少し被告人がいら立ったようなところも見えました。

司会者：そうするとそういう表情が見えたということは、本当のことを言っているのかな、あるいは違うのかなというような判断には、すごく役立ったというふうに聞いておいていいですかね。

裁判員経験者 1：ええ、ちょっといら立っているなとか、動揺しているかなというのにはよく見えました。

司会者：なるほど。そうすると3番さんはちょっとその辺りが、先ほどのお話だと十分に見えなかったのだからちょっと残念かなというような印象をお持ちになったと。

裁判員経験者 3：そうですね。

司会者：それぞれの表情が見えたら、もう少しよく分かったかなという感じですかね。

裁判員経験者 3 : そうですね。

司会者 : ありがとうございます。では、通訳の関係で、こんなところを気をつけてみたというお話はありますか。

中原弁護士 : 通訳の場合、どうしても間が出ると思うんですけれども、そのときの被告人の表情とかしぐさというのは気になるものだったのかどうか。日本人だと受け答えをして質疑があって、タイムリーな表情で受け取れると思うんですけれども、通訳時間のそれぞれの、日本語訳と本国の訳に間があるので、そのときの表情も何かちょっとよく見ているようなんですけれども、そのときの何か心証というのはやはり大きな影響が出ていたのかどうか、その辺りをちょっとお聞かせいただければと思います。

司会者 : 今のお話は、通訳人が日本語をしゃべっている間の被告人なりの表情を見ておられますかという、こういうことですか。そこはどうですか。

裁判員経験者 2 : 見ていました。やはり見えて、聞いているときとか、言葉が分からない部分はどういうふうにしているのかなとか、今どういうふうな気持ちで裁判を迎えているのかなというのも見ながら、結構観察していたんですけれども、結構真面目に一生懸命聞こうとしている態度も見えて、真面目な人なんだなとかというのも伺えましたし、答えている様子も、動揺することもなく、例えば変な話、途中で本当のことを言われてひっくり返されたんで、逆にそれが本当なのか、急に変えたのでそれが本当なのかうそののかというのを一生懸命見ようかなと思って顔を見ていたんですけれども、ずっと真面目な顔でちゃんと答えられていて、自分としては組織のほうの悪い人たちも明らかにしてください、幾らでも協力しますとかというふうにおっしゃられていたんですけれども、そんなときの様子とかも、要は顔つきとかも見えたので、分かりやすかったと思います。

司会者 : 1 番さん、ありますか。

裁判員経験者 1 : 気にはなりました。やはり表情を見れるので。

司会者 : 結構皆さん、表情を一生懸命見ておられるというのがすごくよく分かり

ましたね。それが信用性の判断とかというところに役立っているような印象を私自身は受けました。どうもありがとうございます。

次に、量刑についてはどうだったのかなというところについて、少し感想をいただければと思います。これは先ほど、冒頭に申し上げましたとおり、薬物の密輸入事件がどれぐらいの刑になるのか、最初は想像がつかなかったという感想をよく裁判員の方から聞かされたりします。恐らく関係者は海外にいたりして、背景事情が全部分かるわけじゃないという特殊性もかなりあるのかなとは思っています。そういう意味で量刑を考えるについて、最初、裁判官のほうから量刑というのはこういうふう考えるんですよ、というような話がそれぞれあったと思いますが。例えば、まず、何をやったのかということで大枠が決まるんですよ、それから反省しているかとか、そういう一般情状で微調整するんですよ、というような話があったと思うんですけども、その話で大体イメージはできたのか、それともできなかったのかというようなところを少しお聞きしたいなと思います。その辺りは1番さんとかいかがですか。

裁判員経験者 1：覚せい剤の量刑というのは、本当に想像もつかない、分からなかった部分で、裁判官のほうからこうこうこれで、こういうものになりますと聞いて聞かされたときに、ああそうなんだと初めて分かったということです。でも、いろんなことがあるんですけども、何というんですか、持っていた量とかそういうものでも量刑が違ってくる、そういう説明を裁判官のほうから受けました。

司会者：そういうことを踏まえて考えるんですよということは、1番さんの中では理解してくださったと、こういうことでよろしいですか。

裁判員経験者 1：そうですね、難しかったですけれども。

司会者：2番さんはどうですかね。

裁判員経験者 2：はい。同じで全く想像がつかないもので、どうするんだろうと思った。やはり今までの事例を見せていただけて、それを全て当てはめるのではないんですけども、これぐらいでこう、これぐらいというすごくたくさん

データを見せていただいて、でもこの人の場合はこの部分はこれに当てはまる、この人のここはこういうのだとかというのをまたみんなで考えて、というのをやって、段取りの中で決めていけたので、説明をちゃんとしていただいたから分かりました。

司会者：ということはその段取りについても最初に多分説明があって、その段取りどおりにいったから分かりやすかったと。

裁判員経験者 2：大まかなものを決めてその中から、でもここの部分はちょっとやはり情状酌量じゃないけれども、本人が認めてるじゃないか、反省してるじゃないかとかいろいろな点があったので、じゃあどこまで減らしていくじゃないけれども、していきましようみたいな、それもよかったと思います。

司会者：なるほど。その筋道自体、こういうふうに考えていくんですよという筋道自体の説明は、3番さんのほうにも。

裁判員経験者 3：グラフで見せてもらいました。7年から10年、無期まであって。男と女とで刑の重さが変わるのかなと思って見たり。あとは初犯の人と、長年やっている人とあると思いますけれども、これらをどういうふうに決めてはるのかなとじっと見ていたんですけれども。

司会者：その考え方、例えば持ち込み方の悪さだとか、どれだけ強い意思で持ち込もうとしたかとか、そういうことにも注目するんですよということは説明されましたかね。では、そういう視点でも見ていただいたということでもよろしいですかね。それで、グラフを見ることになったと思うんですけれども、例えば、2番さんの事件だと、5キロぐらいだったら大体どのくらいかなというように考えたりして、あと利用されたからそんな重いところまではいかないのかなという、こんな議論をされたんですかね。あと途中から認めてというようにすることも当然議論されたんですね。

裁判員経験者 2：認めて、その後、反省もしているというのと、自分がやはりかかわった組織の人間というのと、何か日本で会おうとかしたと、そういうのも事情としてあるみたいで、警察にこれから僕は協力しますみたいなこともあつ

たので。そこら辺のことも、ちゃんと更生をしようとしているのかという辺りを考えました。

司会者：1番さんのところは、体内に隠しているという持ち込みは発見されにくいので、悪いよねというようなこととか、飲み込んで自分の体の中にまで入れようとしているので、すごい強い意思でしたよねというようなことも考えられたんですかね。

裁判員経験者1：はい、そのことも考えました。でも何か、覚せい剤のこれだけのものってすごいたくさんの金額になるので、その割にはこんなぐらいでと、お金がよっぽど欲しかったのか、その割にはこの報酬が少ないなとか、ちょっとそういうことを考えたりして、それでもやはりこれは飲み込んでまで来たというのはあれだからという、そういうふうに考えました。

司会者：3番さんの事件は、判決を読ませていただくと、1キロ以上で10キロ以下だと大体7年から10年ぐらいかなという話があって、その中で調整していったというようなところですかね。特に弁護人が盛んに言っておられた、こういう経緯というのは同情できるんじゃないですかというようなところもあったんですかね。

裁判員経験者3：私個人的には、覚せい剤は同情の余地はないと思うんですけどもね。何人の人を狂わすか、人生を狂わすかということを考えたら。

司会者：そうすると、先ほどのようななどのぐらいの量を持ち込んだのかというので大体幅が決まってきたりして、その中でどのぐらいのところに位置づけられるんでしょう、本件は、というような考え方で、それぞれ刑を決めていただいたというようなイメージでよろしいですかね。

3番さん、何か言い足りないことがあったら。

裁判員経験者3：いや、こういうのは初めてでしたからね、どう判断していいか分からなかったんですけども、日本はちょっと甘いんじゃないかと思いました。主犯格を捕まえられないのが、外国におるからできないということですけども。

司会者：先ほど、2番さんがおっしゃってくださった検察官のほうで、いやこんな悪い薬なんですよというようなことを証拠で出してきたりはされなかったんですか。

裁判員経験者3：どういう状態になるかということは、覚せい剤は分かりませんわ。

司会者：じゃあ、覚せい剤がどんな害悪を及ぼすのかというような証拠は出なかったんですかね。

裁判員経験者3：悪いことは分かっていますけれどもね。

司会者：その点については2番さんは何か、こんな悪い効用があるんですよというようなことを、検察官のほうで証拠を出したから、被告人が認めてしまったというようなことを先ほどおっしゃっていましたが、何かこんな悪い薬なんですよというようなことを誰かが話されたんですか。

裁判員経験者2：取調べをされたという警察官の方が証人に来られて、話をしてくださったので、最初はやはりそれを聞くと、覚せい剤の怖さの説明を聞いて、事件に何の関係あるんだろうというのが初めの印象だったんですね。やはり、怖いものだというのは分かるけれども、自分たちにはそれとこの事件がどう絡んでいくんだろうという印象があったんですけれども、ものすごくストレートに被告人にも伝わったみたいで。本当にその後に、じゃあ休憩して被告人質問が始まるというときに変わられたので、ああこんなに怖いものを持ち込んでしまったんだという思いが伝わったのはすごく、私たちにも分かりやすかったし、特によかったのかなと思いました。

司会者：量刑のあり方に関して、検察官、弁護人のほうから何か御質問等ありますかね。

中原弁護士：私のほうからお聞きしたいのは、量刑がこのぐらいの間にあるよという提示はあったというふうにお聞きしたんですが、これはどの時点であったのか、言える範囲で教えていただきたい。最初からあったのか、議論をしてから提案があったのか。

司会者：要するにグラフをいつの時点で見たとのかというふうな質問だと理解していいですか。これからどういう刑を科しましょうかという評議に入りますよね。そのときに結構早い段階でグラフを見たのか、それともこんな事情がありますよねという議論してからグラフを見たのかという質問だというふうに理解しておいていいですか。

中原弁護士：それは何か最初から置いてあったのかどうか。

司会者：その辺りは何か言ってくくださる方いらっしゃいますか。では、2番さん。

裁判員経験者2：私は最初には全く何も見てなくて、全く分からない状態で、記憶がちょっとあれなんですけれども、多分最終陳述が終わって、それからみんなで評議に入りますよと言われてから見たと思うんですね。

司会者：その、評議に入りますよと言ってすぐ見たのか、それともある程度、被告人がこんなことやりましたよね、あるいはこんなところが悪いですよとか、議論を一通りしてから見たのかという御記憶はありますか。

裁判員経験者2：それは、最終陳述が終わって部屋に戻って、お昼からか忘れたんですけれども、とにかく最初にグラフを見ました。キログラムでこれぐらいのものがこうですというのを。最後に全部被告人の話も聞いて、それで自分たちの意見も持っているんですけれども、まずはこういうことがありますよというのを見たと思うんです、先に。それから話し合いを経て大まかな年数を、先にみんな、各自がイメージして、それもみんな違いますよね。もしかしたら、人によったら15年という人もいたり20年という人もいたかもしれないですけれども、それをまず大まかな意見を持って、みんなの意見を持ってから話し合いを始めたとかというふうに。

司会者：判決なんかを読ませていただくと、覚せい剤の運搬役で、税関で捕まって、5キロ前後というようなことで何か検索をして、大体何年から何年になっていますねというような話をどうもしたようなんですけれども、そういうものを結構早い段階で。

裁判員経験者 2：評議に入るといって最初にそれを見ました。早い段階で。それでかなりいろんな年数，刑の年数を幅広くこの差が下までずっと見ていって，これぐらいまで，このキログラムだとこれぐらいまでありますねという幅はずっと見て。

司会者：最初に見て，それから本件の細かい事情はどう見たらいいですかねということ，その幅の中で一点に決めていったということですか。

裁判員経験者 2：まず，今の時点でどれぐらいかと思えますかというのを意見をとって，それで大体この幅が，みんなの中の幅が出てきます。それでそこから，一番刑が軽いのはこれぐらい，一番多いのはこれぐらい，この差はどうなのというところから徐々に徐々に絞って行って，まず刑の年数を決めまして，そこからもう一回情状酌量の点はどうなのか，2回3回か話し合いました。

司会者：ありがとうございます。

1番さん，御記憶があれば。

裁判員経験者 1：2番の方の言っておられるような感じだったと記憶しております。

司会者：ありがとうございます。

3番さんはどうですか。

裁判員経験者 3：おぼろげに覚えているのは，2番の人が言ったこととよく似たものと思います。

司会者：これは一般的にはどうなんですかね，田村裁判官。

田村裁判官：私はそもそも，弁護人と検察官との話し合いのときに，このグラフを示して評議しますと話をしていますので，これを前提にしますと。お約束事ですから，最初に，評議を始めるときにはもう既にこれをご覧いただいています。その関係で質問させていただきたいんですけども，裁判員裁判も日進月歩ですってですね，皆さんが担当されたのは，大体1年ぐらい前なんですね。1年か1年以上前で，だんだん検察官，弁護人もいろんな知恵を出して，最近ではグラフを見て，このグラフの中のきつとこういうグラフを示されると思います

と、評議のときに。それで検察官としてはこのグラフの上のほうだと思いますとか、弁護人としてはこのグラフの下のほうだと思いますとか、同じ事件で、同じグラフなんだけれども言うんですね。それで検察官としてはこういうところこういうところに注目すると上のほうだと思います、弁護人はこういうところこういうところに注目すると下のほうだと思いますということを言ってくださいるので、なるほどと。それで私たちはそういう主張を前提に話をするんです。1番の方はもう最後まで弁護人は無罪を言っていたので、量刑に関する主張はないんですが、それぞれ何か、お分かりになりましたか。例えば、検察官は十何年と求刑している、3番の方の事件は、そもそも検察官も割と軽いですね、3番の方からすれば。何でそんな主張なんだろうという感じというのは、納得するかどうかはともかく、それは、あ、こういう理由で検察官は13年と言ってるんだねとか、こういう理由で検察官は7年と言ってるんだねとか、逆に弁護人の主張の根拠というのはどんな感じで分かれたか、もう全然分からなくてそれは関係ない感じだったか、どうでしたかね。

司会者：それぞれこんなポイントでこの事件を見て、刑を決めてくださいと恐らく主張されたんだけれども、そういうことはしっかり頭に入った上で議論ができたのかどうかということですか。

田村裁判官：ポイントは分かると思うんですが、いっぱい書いてあって、情状酌量してくれとかなんとかあるんだけれども、そうはいつでも執行猶予になるものから5年から、軽くしてもらって7年の場合もいろいろあるわけですがけれども、それが何でここまで軽くしてくれということなのか、検察官はいろんなことを言っているけれども何でこう言っているのかというのは、どんな感じを思われたのかという感じなんですけれども。

司会者：何かあればどなたでも結構ですけれども。では3番さん。

裁判員経験者3：7年から10年だったと思うんですけれどもね、それが妥当か、私には分かりません。こういう覚せい剤の拡散につながるようなことは、水際で防ぎたいからこれぐらいの刑になるのか、そこが分からなかったですけ

れどもね。この運んでいる人の心理が分からない、生活に困ってやっているのか、大抵そうだろうと思いますけれども。

田村裁判官：特に2番さんの事件は、検察官は13年と言っているんですね。それで判決は10年で、割と検察官よりは軽くなっている感じなんですけれども、弁護人と検察官が、どこがこう対立しているのか今一つ分からない感じ。それは、最初におっしゃった有罪と無罪の関係で検察官が言うことは分かったと、でも弁護人の言いたいことは何がやりたいんだろうというのがよく分からなかったというのと同じなんですけれども、あ、検察官はこう言っているから13年なんだねと、弁護人はこういうことが言いたくて刑を軽くしてほしいのねというのは、何かこれがポイントなんだというのはぐっと分かったかどうかなんです、その辺はいかがでしょうかね。

裁判員経験者2：まず検察官の13年というのは、やはり資料を、私たちも評議に入ってから見たんですけれども、それを見る限りやはりキログラム数、それで運び屋という点とかいうデータから見ると、やはり5キロぐらいはあったので、13年というのはまあまあ妥当だと考えられるなと思っていました。けどやはりちょっと、運んできたけれども、それまでの被告人の証言、最後に認めた後からの証言とか、そういうことを聞いていると、いろんなことを考えていて、やはりすごく反省もしているという点にも注目したと思います。

司会者：判決を見ると確かに密売組織の手伝いをしているんだけれども、うまく利用された人だなというような役割とか、あるいは今おっしゃられた罪を認めてかなり反省しているんだなというようなことが表れているので、そんな議論になったということですかね。それは検察官の主張あるいは弁護人の主張を踏まえながら議論をしたと、こんな感じですかね。

1番さんとか何か御記憶ありますか。何で検察官の求刑が10年だったのかというようなところが、検察官の主張から分かったのか、あるいは弁護人が、弁護人は無罪だって言っていたんですね、検察官は何でこれが10年なんだというようなことを盛んに書いておられると思うんですけれども、それはまあ、そ

うかなというふうに思えるような理由になっていたのかどうかというところですね。

裁判員経験者 1：そのとおりだなというような感じだったと思うんです。やはりお腹の中に入れてくることだから悪いと分かっていて、お金のためにこうなって、けどやはりしたことはだめですよみたいな、そういう感じですね。

司会者：ありがとうございます。

いろいろお聞かせいただいてどうもありがとうございます。それでは、事件のことについてはこのぐらいにさせていただいて、守秘義務のことについてお尋ねします。守秘義務がありますということは大分説明されたと思うんですけども、守秘義務について、そのような義務を負っていることについて、皆さんがどういうお気持ちでおられるのかなと、重くのしかかっているのか、いやそうでもないのかというようなところについて、もし御感想等があればぜひお聞かせいただきたいと思います。では、1番さんから順番に、守秘義務を負っていることについてのお気持ちですね、その辺りは何かあるのかどうかというところを、簡単で結構ですのでお聞かせいただけますか。

裁判員経験者 1：守秘義務は、そうであろうという感じで受けていて、それほど自分としては重いというか、裁判員裁判に行きましたよという、そういう感じのことは言ってるけど、中の内容の話はしたりせず、行ったことはすごいですねと言われていたという、そういう感じでした。

司会者：特にそれで重荷に感じているということはないというふうにお聞きしておいていいですかね。

裁判員経験者 1：はい。

司会者：では2番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者 2：私も内容に関してやはりこれは重要なことだと思っているので、当然のことだとも思っていますから、あまり思ってもいないです。それで自分の周りにも本当に経験している人って誰もいなくて、周りもみんなそんな当たった人おらへんよねみたいに言うんですよね。私、私と思うんですけれ

ども、前に選ばれたというか自分が抽選に当たる、今年1年の中でいつか呼ばれますよというときに、みんながその話題になって、そんな人おらへんよね、いやここにおるって今は言われへんみたいなところはあって、それで今度自分が終わった後は、裁判員ってこういうものだけどそんな大丈夫だよって言ってくださいという、そのころになったら誰も聞いてくれなくて、今はまだ誰にもしゃべってないんですけれども、また機会があれば、今度は内容も追って大丈夫というふうに教えてあげたいなど。

司会者：3番さんはどうですかね。

裁判員経験者3：私はそんなに深く考えてないんですけれども。人を裁くということは、自分が一人前の人間じゃないのにね、まだ。だから人を裁くってどういうことかなと見て、深くは考えないことにしています。

司会者：そうすると、守秘義務がありますよと言われたことについてもそんなに重荷になったりはしていないということですかね。

裁判員経験者3：そうです。薬物だから拡散せん程度に、拡散せんかったからよかったと思うことで、水際で防げたことが救いでした。

司会者：ありがとうございます。特に守秘義務について、よろしいですかね。

それでは大分、お時間が経ってしまったんですけれども、何か皆さんのほうで今日来ていただいたことで、まだ言い足りないとか、何かこれだけは言っておきたいというようなことがもしございましたら、せっかくの機会ですので付け加えていただければと思うんですが。大体言いたいことは言えたという感じでよろしいですか。遠慮せずに言っていただければ。

裁判員経験者1：裁判員制度のことに対しまして、テレビとかでよくやっているんですけれども、何かそんな知識もないのにそういうのって反対だというのを時々耳にするんですけれども、出てきて知らないことを知って、そういう経験者の中に入れてもらえたということに感謝しています。もしそういうのが来たら、守秘義務とかじゃなくて、私はいい経験をさせてもらったと思っています。だからもしそういうものが来たら、行ってくださいねというのを言ってい

ます。

司会者：ありがとうございます。ぜひそういうふうに言っていただけると、裁判所としても非常にありがたいです。本当にありがとうございます。あとはよろしいですかね。

それでは、今日は、本当に貴重な御意見をどうもありがとうございました。今日伺ったお話は、いろいろな場面にかししながら、裁判員裁判をよりよいものにしていきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

以 上